

(参考)

【入札金額内訳書の作成上の留意事項】

日出町契約検査係

入札金額内訳書の作成にあたっては、次の点に留意してください。

1 入札金額内訳書の記載内容について

(1) (土木関係工事)

閲覧設計図書に示す「見積参考資料」に記載された費目、工種、施工名称、数量及び単位並びに各項目に対応する入札額の根拠とした単価及び金額とする。

(2) (建築関係工事)

閲覧設計図書に示す「見積参考資料」のうち、種目別内訳書及び科目別内訳書に記載された各項目及び各項目に対応する入札額の根拠とした金額とする。

(3) 入札公告の際に入札金額内訳書の様式を発注者が提供した場合については、原則としてその様式を使用するものとする。なお、上記(1)又は(2)に掲げる記載内容を満たしていれば、任意の様式でも差し支えない。

(4) 総合評価落札方式の場合には、技術提案に要する費用を含めた金額で入札することとし、入札金額内訳書にも技術提案の内容を反映させるとともに、記載例を参考に必要に応じて項目を追加すること。

(5) 法定福利費の金額の記載について

内訳書の下段にある「工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額」(以下「法定福利費」という。)の金額の記載については任意とする。

なお、法定福利費を記載した場合は、入札金額内訳書を契約時に提出する請負代金内訳書に添付することで、請負代金内訳書の工事費内訳の記載を省略することができる。

2 審査方法について

審査は、開札後、落札候補者が提出した内訳書により行う。

3 無効入札として取扱う基準について

落札候補者の入札金額内訳書が次の各号に該当する場合は、日出町契約事務規則(平成26年4月1日規則第15号)第35条第9号に該当するものとして、当該落

札候補者の入札を無効として取扱うものとする。

- (1) 入札金額内訳書の全部又は一部が未提出の場合（入札公告等で指定したファイル形式（PDF形式）以外の形式で提出された場合は未提出とみなす。ただし、事前に発注者の承認を得て、日出町電子入札運用基準4.4・2 で定める「媒体提出届」を添付して紙で提出された場合又は紙入札書（紙入札での参加について発注者の承認を受けたものに限る）に添付して紙で提出された場合は除く。）
- (2) 入札書に記載された入札金額と入札金額内訳書の工事価格（計）欄に記載された金額が一致しない場合。
- (3) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の各項目の合計欄に記載された金額の合計（以下「金額A」という。）と入札金額内訳書の工事価格（計）欄に記載された金額（以下「金額B」という。）が一致しない場合。
ただし、スクラップ費等の売却費がある場合、金額Aからスクラップ費等の売却費を控除した額と金額Bが一致すれば無効としない。
- (4) 値引き、減額等の項目が計上されている場合（スクラップ費等の売却費などマイナス計上すべきものを除く。）
- (5) ①（土木関係工事）
工事工種体系における工種・種別（各階層区分のうちレベル3 相当）以上の項目の記載が、一式で全て脱落している場合。
②（建築関係工事）
種目別内訳書又は科目別内訳書のいずれかの項目の記載が脱落している場合。
- (6) その他重大な不備がある場合

4 ファイルの保存形式について

入札金額内訳書のファイルは、PDF形式で保存されたものに限る。

※ 内訳書提出の目的、取扱いの詳細については「建設工事に関する日出町入札金額内訳書取扱要領」を参照してください。

日出町では、原則として落札候補者の入札金額内訳書のみを審査しています。
このため、落札候補者以外の入札金額内訳書については確認していませんので、入札結果で無効になっていない場合においても入札金額内訳書に不備がないとは限りません。